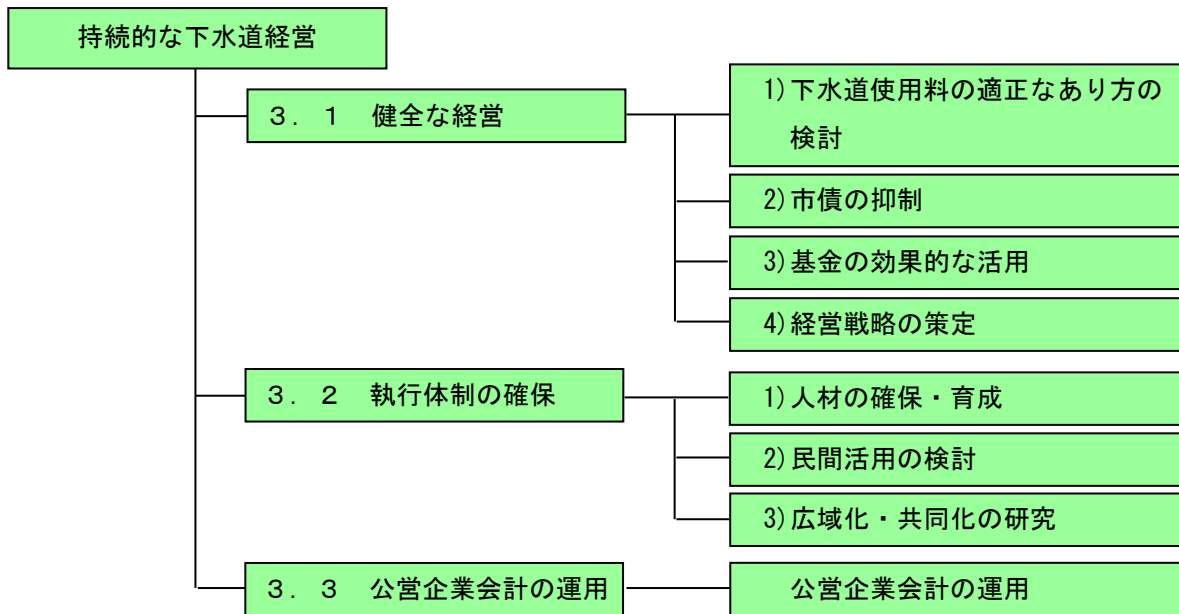


3. 持続的な下水道経営

有収水量の減少や施設改築時期の一斉到来等、今後の下水道事業の経営は厳しさを増すことが見込まれる。また、下水道の専門知識を持つ職員の不足も深刻化している。

このような中で、長期的な視点を持ちながら、費用の縮減や財源の確保を図るとともに、執行体制の強化を行う必要がある。

本項では、持続的な下水道経営に向けた方針と施策を示す。



持続的な下水道経営における施策体系

3. 1 健全な経営

(1) 方針

今後、汚水送水先の変更のための幹線整備や負担金等による事業費の増加や節水意識の向上等による有収水量の減少が見込まれる中、一層の健全な経営が求められる。そのため、適正な下水道使用料のあり方について引き続き検討するとともに、市債の抑制や基金の活用を行う。

(2) 具体的な施策

1) 下水道使用料の適正なあり方の検討

事業費の増加や節水意識の向上等による有収水量の減少が見込まれる中、コスト縮減を行いつつ、4年に一度、下水道使用料を見直す。

2) 市債の抑制

近年の大規模施設整備により、市債発行は増加傾向にある。このような中で、健全な経営のために、平成27年度から開始した20%の市債抑制を継続しているが、適正な抑制割合についても再度検討を行う。なお、現在市債抑制による歳入の減少は、一般会計からの繰入金及び基金からの繰入金により賄っている。

3) 基金の効果的な活用

世代間の公平性と利用者への急激な負担増を避けることを目的に、平成25年度に「武蔵野市下水道事業基金」を創設した。これは単年度の収支において使用料収入が汚水処理経費を上回る部分の資金を積み立て、後年度の大規模な建設事業等に必要な費用や、市債抑制による歳入の減少を補う費用として支出するものである。今後は、継続的に適正な使用料のあり方を検討するとともに、公営企業会計への移行を見据えた適切な資金積み立てのあり方について検討する。

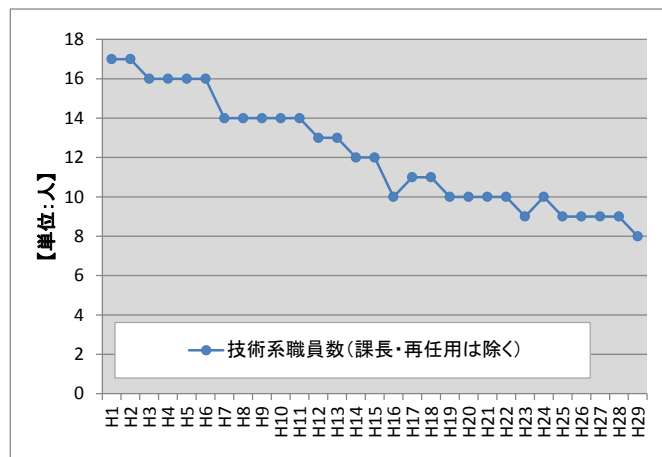
4) 経営戦略の策定

将来にわたって安定的に事業を継続していくために、総務省が公営企業に策定を要請する経営戦略を策定し、中長期的な経営の基本計画として位置付ける。

3. 2 執行体制の 確保

(1) 方針

全国的に下水道事業に携わる技術職員の不足が深刻化する中で、本市下水道課においても技術系職員は減少傾向にある。将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、カネだけでなくヒトも重要な経営資源であるという視点もあわせて持たなければならない。そのため、人材の確保、育成を継続的に実施するとともに、広域化、共同化、包括委託等の手法についても研究を行う。



本市下水道課における技術系職員数の推移

(2) 具体的な施策

1) 人材の確保・育成

今後は、下水道施設の改築、幹線の整備等、事業の量の変化とともに相当の技術知識が求められることとなり、これに対応した人的リソースを的確に把握することが必要である。また、公営企業会計に対応した知見が求められることとなるため、人材を確保するとともに、そのような知見を習得できるよう各種研修やOJT、業務のマニュアル化等により人材を育成する。

2) 民間活用の検討

平成 24 年 4 月に発表された国の管路施設維持管理業務委託等調査検討会による「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書」では、技術職員不足の深刻化に鑑み、下水道管路施設の包括的民間委託のあり方が提示されており、これに基づいて国は管路施設の包括的民間委託の導入推進を図ってきた。このような中で、経費節減だけでなく、外部の専門的知見の活用や緊急時の対応といったヒトの視点からも、下水道事業の包括委託等の民間活用の手法の導入についても検討する。

3) 広域化・共同化の研究

平成26年7月に国が策定した新下水道ビジョンでは、限られた人材の有効活用のために、広域化・共同化の重要性が記述されている。また、平成27年5月に改正された下水道法では複数の下水道管理者が広域的な連携について協議する場としての協議会制度が創設され、全国で活用が進んでいる。このような中で、経費の節減だけでなく、職員の技術力の共有や継承といったヒトの視点からも、近隣の自治体と連携し、下水道事業の広域化・共同化について研究を行う。

3. 3 公営企業会計 の運用

(1) 方針

総務省の方針に基づき、本市下水道事業においても、平成 32 年 4 月 1 日に地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計へ移行する方針であり、現在、準備を進めている。

公営企業会計への移行に伴い、発生主義・複式簿記の採用による経営状態の明確化、予算を超える支出や能率的・機動的な経営のための資産管理による事業運営の弾力化等が図られる。

(2) 具体的な施策

1) 公営企業会計の運用

現在、公営企業会計への移行準備として、下水道課を中心に条例・規則の整備や勘定科目の設定、固定資産の調査・整理、独自の会計システムの導入検討、職員研修等を行うとともに、関係部局からなる庁内検討委員会を組織し、移行後の具体的な事務分担等について部局間の調整・連携を進めている。平成 31 年度決算を打ち切り決算とし、平成 32 年度に移行後は、毎年度、発生主義・複式簿記に基づき財務諸表を作成する。また、5 年に一度のシステム入れ替えを行う。

別添 1

公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

病院事業

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

簡易水道事業
下水道事業
船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

「適用推進の概要」(総務省)